



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 加 賀 電 子 株 式 会 社
コード番号 8 1 5 4 東 証 第 一 部
本社所在地 東京都文京区本郷二丁目 2 番 9 号
代表者の 代表取締役社長 塚 本 勲
役職氏名
問合せ先 専務取締役 下 山 和 一 郎
管理本部長
T E L 0 3 - 4 4 5 5 - 3 1 1 1

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

加賀電子株式会社（代表取締役社長：塚本勲、本社：東京都文京区、資本金：121 億 33 百万円）は、平成 18 年 5 月 10 開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 . 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題と認識し、企業倫理と法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本的方針とする。

これらの遵守を図るため、取締役については「役員規程」、取締役会については「取締役会規程」が定められており、その適正な運営を確保するとともに、月 1 回開催する定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に開催する臨時取締役会によって、各取締役相互に業務執行状況の監督を行っている。また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」および「稟議規程」を定めることによって、各取締役の権限の範囲の明確化を図るとともに、各取締役相互の監督を実のあるものとしている。

さらに当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、当社の法務部門である営業管理室との連携により法令・定款その他の社内規程の遵守状況についての監査業務を行っている。

他方、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行について社外監査役を含めた各監査役が精緻な監査を行っている。

また、代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」（企業の社会的責任推進委員会）を設立し、その下部組織に情報開示委員会、リスクマネジメント委員会と共にコンプライアンス委員会を設置して、業務の決定および執行の適正化を図っている。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務執行に係る情報については、文書の作成および保存の基準を定めた「文書管理規程」および文書の保存手続および保存年限の詳細を定めた「文書管理取扱マニュアル」に基づき、その記録媒体の性質に応じて、適正かつ確実な情報の管理及び保存を行っている。

また、上記規程の改廃については常務取締役以上の者によって構成される経営会議によってのみ行うものとして、その適正を図っている。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社として可能性のあるリスクには、経済状況、為替レート、カントリーリスク、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、退職給付、個人情報、災害、環境及び情報管理等に係るものがあり、これらのリスクについては、それぞれのリスクごとに対応部門を定め、各部門におけるリスク管理責任者の指揮監督のもと、リスク管理のために必要かつ適正な体制を整備することとする。

万が一、上記各リスクが発生した場合には、それぞれの対応部門において、リスク管理責任者の指揮監督のもと、直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を採ることとする。

また、CSR推進委員会の下部組織としてリスクマネジメント委員会を設置することにより、予見されるリスクへの迅速かつ適正な対応をとるための体制を整えている。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催することとし、取締役の職務のうち重要事項に関しては、取締役会に先立ち常務取締役以上の者からなる経営会議を開催して、取締役会において充実した議論と迅速な意思決定を行えるよう事前の協議を行うこととしている。

他方、執行役員制度を導入することによって、経営の意思決定に係る機能と業務執行に係る機能の分離を図り、迅速な対応が取れる体制を構築している。また取締役の人数を適正規模とすることで、十分な議論を行的確かつ迅速な意思決定ができる体制を整えている。

具体的な職務執行においては、取締役会が全社的な目標を定め、この目標を達成するための中期経営計画を策定し、各事業部門を担当する各取締役および執行役員がこの計画を実現するために必要かつ適切な業務執行体制を確立することとする。

また各取締役の業務の分掌および職務権限等については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において定めている。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための行動指針となる「コンプライアンス基本規程」を策定している。そして、これを実効性のあるものとするためにCSR推進委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、適正な対応ができるための体制を整えている。

また当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、当社の法務部門である営業管理室との連携により法令・定款その他の社内規程の遵守状況についての監査業務を行っている。

他方、法令および定款違反の行為に関する社内通報システムとして、代表取締役社長または監査役、並びにCSR推進委員会に対して、他者を介在することなく、かつ匿名で通報することのできる体制を構築している。

6．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、関係会社間の調整や重要な意思決定には当社の経営会議および取締役会での協議および決定が必要であるとしている。

そして、当社の内部監査室において、当社の法務部門である営業管理室と連携をすることによって関係会社の業務活動全般について、グループ全体の統一を図りつつ、その妥当性や法令および定款等の遵守状況等についての監査ならびに業務改善指導を行っている。

他方で、関係会社は、全ての取締役会議事録を当社に提出すると共に、毎月定期的にもその業務、予算遂行状況及び業務の適正を確保するにあたり重要な事項についての報告をすることとしている。

7．監査役職務を補助すべき使用人に関する事項について

当社の業務分掌規程に監査役職務を補助すべき使用人に関する定めをおき、監査役は内部監査室所属の使用人の中から、必要に応じて監査業務の補助作業を行わせることができることとしている。

8．監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項について

当社の業務分掌規程において、内部監査室所属の使用人が監査役職務を補助作業する場合には、その作業に関する指揮命令権は監査役のみが有することとし、その異動、評価および懲戒処分をする場合には監査役の同意を必要としている。

9．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について

取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、「役員規程」に基づき、直ちに当該事実を監査役会に報告しなければならないこととし、監査役会への報告が、迅速かつ確実に行われるための体制を整えることとしている。

使用人が、法令および定款に違反する事実を発見したとき、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、「職務権限規程」に基づき、直ちに監査役に対して報告しなければならないこととし、使用人から監査役に対し、直接当該事実を報告することができる体制を整えることとしている。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社においては、監査役は取締役会および社内の重要会議への出席および意見陳述をすることが認められており、常時これらの会議に出席することとしている。また、監査役会を設置し、「監査役会規程」に基づき適切な監査役会を運営するとともに、各監査役の監査体制のあり方や監査基準及び監査役の行動指針となる「監査役監査基準」を定めて、各監査役の監査が実効的に行われることを確保することとしている。

以上の1乃至10の各項目については、関係諸規程の見直しを適宜行うことによって、より適正な体制を構築するよう努めるものとする。

以 上